

練馬区介護保険事業者等における事故等発生時の報告取扱要領

平成 16 年 6 月 30 日

練福事発第 5179 号

(通則)

第 1 条 別表第 1 の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領に定めるところによるものとする。

(目的)

第 2 条 本要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間および深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から保険者（総合福祉事務所等）への報告が行われ、事故の速やかな解決および再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第 3 条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、つぎの(1)および(2)に該当するものとする。

(1) 原因等がつぎのいずれかに該当する場合

ア 身体不自由または認知症等に起因するもの

イ 施設の設備等に起因するもの

ウ 感染症、食中毒または疥癬の発生

感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定めるもののうち、つぎのものをいう。

(ア) 別表第 2 に規定する一・二・三・四・五類の感染症（ただし、五類の定点把握を除く。）

(イ) 新型インフルエンザ等感染症

(ウ) 指定感染症

(エ) 新感染症

エ 地震等の自然災害、火災または交通事故

オ 職員、利用者または第三者の故意または過失による行為またはそれらが疑われる場合

カ 原因を特定できない場合

(2) つぎのいずれかに該当する被害または影響が生じた場合

ア 利用者または第三者が死亡、けが等、身体的または精神的被害を受けた場合

イ 利用者または第三者が経済的損失を受けた場合

ウ 利用者が加害者となった場合

エ サービス提供時間中に利用者が行方不明となり、外部に協力を求めた場合

オ その他、事業者のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 つぎの各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。

(1) 比較的軽易なけがの場合

(2) 老衰等により死亡した場合

3 前 2 項にかかわらず、保険者より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告事項)

第4条 報告事項は、以下のとおりとする。

- (1) 提出日
- (2) 事業所の概要（法人名、事業所または施設名、事業所番号、所在地、電話番号、管理者名、報告作成者名、サービス種別）
- (3) 対象者（氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、保険者、住所、身体状況）
- (4) 事故の概要（発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、事故内容の詳細、その他特記すべき事項）
- (5) 事故発生時の対応（発生時の対応、受診方法、受診先、診断名、診断内容、検査、処置等の概要）
- (6) 事故発生時の状況（利用者の状況、家族等への報告、家族等の理解の状況、連絡した関係機関、本人、家族、関係先への追加対応予定）
- (7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析等）
- (8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）
- (9) 損害賠償の状況
- (10) その他特記すべき事項

（報告の対象）

第5条 報告する事故は、事故当事者である介護サービス利用者が、練馬区の被保険者（住所地特例者を含む。）または被保護者（以下「区民等」という。）である場合および事業所または施設所在地が練馬区内の場合とする。

（報告の手順）

第6条 事故の報告は、おおむねつぎの手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第4条第1号から第6号までの内容について、事故報告書（様式1）により、事業所または施設の所在地を管轄する総合福祉事務所に報告する。事業所または施設が練馬区外所在の場合は、当該利用者の練馬区内における直近の住所地を管轄する総合福祉事務所に報告する。また、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等にも同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により、仮報告を行うものとする。

ウ 第3条第1号ウ（感染症、食中毒または疥癬の発生）の報告があった場合、必要に応じ総合福祉事務所が別に定める書類の提出を求めることができる。

(2) 途中経過報告および最終報告

事業者は、第一報の後、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で、最終報告を事故報告書（様式1）により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報の際に第4条第7号から第9号までの内容を併せて記載し、最終報告とすることができる。

(3) 事故に複数の当事者が存在する場合には、様式1に併せて事故当事者一覧（様式2）を提出するものとする。

（対応）

第7条 総合福祉事務所は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、区民等の住所を管轄する総合福祉事務所および介護保険課と協議の上、保険者として必要な対応を行うものとする。

- 2 対応する事故は、事故当事者が区民等の場合を原則とするが、必要に応じ、他の区市町村の被保険者等に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。
- 3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会または他の区市町村と連携を図るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月11日 練福事発第5624号)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年12月26日 20練福在字第1439号)

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

付 則 (平成21年5月15日 21練福在字第300号)

この要領は、平成21年5月18日から施行する。

付 則 (平成22年3月15日 21練福在字第2112号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年11月27日 27練福支第1104号)

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月27日 30練福支第2196号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年11月13日 1練福支第1294号)

この要領は、令和元年11月14日から施行する。

付 則 (令和2年2月17日 1練福支第1774号)

この要領は、令和2年2月17日から施行する。

付 則 (令和2年5月14日 2練福支第175号)

この要領は、令和2年5月14日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日 4練福支第2443号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

- 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）第 39 条（第 41 条の 3、第 46 条、第 58 条、第 62 条、第 78 条、第 88 条、第 97 条、第 145 条、第 167 条、第 180 条、第 180 条の 3、第 187 条、第 203 条、第 215 条、第 236 条、第 247 条、第 262 条、第 264 条および第 275 条において準用する場合を含む。）および第 110 条の 3（第 114 条および第 134 条において準用する場合を含む。）
- 2 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月練馬区条例第 58 号）第 42 条（第 61 条、第 110 条、第 130 条、第 151 条および第 204 条において準用する場合を含む。）、第 61 条の 18（第 61 条の 20 の 3、第 61 条の 38 および第 82 条において準用する場合を含む。）および第 177 条（第 191 条において準用する場合を含む。）
- 3 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例（平成 30 年 3 月練馬区条例第 20 号）第 30 条（第 33 条において準用する場合を含む。）
- 4 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 41 号）第 38 条（第 52 条において準用する場合を含む。）
- 5 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 42 号）第 38 条（第 53 条において準用する場合を含む。）
- 6 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 98 号）第 36 条（第 51 条において準用する場合を含む。）
- 7 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年東京都条例第 51 号）第 38 条（第 53 条において準用する場合も含む。）
- 8 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 39 号）第 27 条
- 9 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 114 号）第 31 条（第 40 条において準用する場合を含む。）
- 10 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）第 54 条の 9（第 62 条、第 74 条、第 84 条、第 93 条、第 123 条、第 142 条、第 159 条、第 164 条の 3、第 171 条、第 181 条、第 196 条、第 217 条、第 234 条、第 248 条、第 253 条および第 262 条において準用する場合を含む。）
- 11 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月練馬区条例第 59 号）第 38 条（第 66 条および第 87 条において準用する場合を含む。）
- 12 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 27 年 3 月練馬区条例第 12 号）第 28 条（第 34 条において準用する場合を含む。）

別表第2（第3条関係）

一類感染症	
1	エボラ出血熱
2	クリミア・コンゴ出血熱
3	痘そう
4	南米出血熱
5	ペスト
6	マールブルグ病
7	ラッサ熱

二類感染症	
1	急性灰白髄炎
2	結核
3	ジフテリア
4	重症急性呼吸症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）
5	鳥インフルエンザ（H5N1）

三類感染症	
1	コレラ
2	細菌性赤痢
3	腸管出血性大腸菌感染症
4	腸チフス
5	パラチフス

四類感染症	
1	E型肝炎
2	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）
3	A型肝炎
4	エキノкокクス病
5	黄熱
6	オウム病
7	オムスク出血熱
8	回帰熱
9	キャサナル森林病
10	Q熱
11	狂犬病
12	コクシジオイデス症
13	サル痘
14	腎症候性出血熱
15	西部ウマ脳炎
16	ダニ媒介脳炎
17	炭疽
18	つつが虫病
19	デング熱
20	東部ウマ脳炎
21	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）
22	ニパウイルス感染症
23	日本紅斑熱
24	日本脳炎
25	ハンタウイルス肺症候群
26	Bウイルス病
27	鼻疽
28	ブルセラ症
29	ベネズエラウマ脳炎
30	ヘンドラウイルス症候群
31	発しんチフス
32	ボツリヌス症

33	マラリア
34	野兔病
35	ライム病
36	リッサウイルス感染症
37	リフトバレー熱
38	類鼻疽
39	レジオネラ症
40	レプトスピラ症
41	ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数把握）	
1	アメーバ赤痢
2	ウイルス性肝炎（E型肝炎およびA型肝炎を除く）
3	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く）
4	クリプトスポリジウム症
5	クロイツフェルト・ヤコブ病
6	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
7	後天性免疫不全症候群
8	ジアルジア症
9	髄膜炎菌性髄膜炎
10	先天性風しん症候群
11	梅毒
12	破傷風
13	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
14	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
14-2	風しん
14-3	麻しん

五類感染症（定点把握）	
15	RSウイルス感染症
16	咽頭結膜炎
17	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
18	感染性胃腸炎
19	水痘
20	手足口病
21	伝染性紅斑
22	突発性発しん
23	百日咳
24	ヘルパンギーナ
25	流行性耳下腺炎
26	インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く）
27	急性出血性結膜炎
28	流行性角結膜炎
29	性器クラミジア感染症
30	性器ヘルペスウイルス感染症
31	尖圭コンジローマ
32	淋菌感染症
33	クラミジア肺炎（オウム病を除く）
34	細菌性髄膜炎（髄膜炎菌性髄膜炎を除く）
35	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
36	マイコプラズマ肺炎
37	無菌性髄膜炎
38	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
39	薬剤耐性緑膿菌感染症